

1. 件名「運転期間延長認可申請（美浜発電所3号炉）に関する事業者ヒアリング⑩」

2. 日時：平成28年9月13日 13時15分～15時45分

3. 場所：原子力規制庁 8階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

安全規制管理官（PWR担当）付

天野専門職、関管理官補佐、中野審査官

安全技術管理官（システム安全担当）付

大高上席調査官、池田主任調査官、小嶋主任調査官

安全技術管理官（地震・津波担当）付

川内首席調査官、野村調査官、日高調査官、鈴木技術参与、土居技術参与

関西電力株式会社 高経年対策グループ チーフマネージャー 他11名

5. 要旨

(1) 関西電力から、美浜発電所3号炉の運転期間延長認可申請のうち、劣化状況評価の電気・計装設備の絶縁低下（劣化状況評価における設計基準事故及び重大事故等時の放射線集積線量、難燃PHケーブルが保守管理に関する方針とならない理由）、2相ステンレス鋼の熱時効（1次冷却材管の熱時効評価部位と現状保全における検査部位との相違）、コンクリート構造物（アルカリ骨材反応に関する特別点検方法の選定の考え方、1次遮蔽壁の温度分布解析の保守性）、耐震安全性評価、耐津波安全性評価について、説明がなされた。

(2) 原子力規制庁は、電気・計装設備の絶縁低下（劣化状況評価における設計基準事故及び重大事故等時の放射線集積線量）等について引き続き整理し、資料として提示するよう求めるとともに、以下の点について指摘を行い、引き続き内容を確認することとした。

○耐震安全性評価について、2次系配管の流れ加速型腐食を考慮した耐震安全性評価の具体的な内容（入力条件、評価結果を含む）を提示すること

(3) 関西電力より、本日の指摘等について、了解した旨、回答があった。

6. その他

関西電力資料：

- ・美浜発電所3号炉審査会合における指摘事項の回答一覧表
- ・美浜発電所3号炉審査会合における指摘事項の回答（運転期間延長認可申請関係）
- ・美浜発電所3号炉劣化状況評価（耐震・耐津波安全性評価）